

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	石 巻 市

石巻市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 石巻市産業部ニホンジカ対策室
所 在 地 石巻市穀町 1 4 番 1 号
電 話 番 号 0225-95-1111 内線 3560
F A X 番 号 0225-21-2022
メー ル ア ド レ ス isdeermeas@city.ishinomaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という。）、カルガモ、キジバト、スズメ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	石巻市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値（面積及び金額）
ニホンジカ	稲	754a 7,867 千円
	豆類	880a 4,191 千円
	飼料作物	488a 1,537 千円
	野菜	11a 145 千円
	その他	8a 104 千円
	合計	2,141a 13,844 千円
イノシシ	被害報告なし	
カラス	稲	15a 157 千円
	果樹	4a 26 千円
	合計	19a 183 千円
カルガモ	稲	15a 157 千円
キジバト	被害報告なし	
スズメ	被害報告なし	
	合計	2,175a 14,184 千円

(2) 被害の傾向

<p>・ニホンジカについては、生息域が牡鹿半島内だけでなく、石巻市内全域に拡大しており、それに伴い市内全域で一年を通して農林業被害のみならず交通事故等の生活被害が発生している。</p> <p>また、牡鹿半島内での生息数が増大したことにより半島内で餌不足が生じ、ニホンジカの生息域が半島部から内陸部へ移動しているとみられ、内陸部での生息数も増加した。</p> <p>・ニホンジカによる森林への影響も深刻となっており、強度の採食圧による下層植生の衰退や樹木表皮の食害等が発生しているだけでなく、森林内には高い生息密度を示すとされているディアライン（鹿摂食線）も数多く出現している。</p> <p>・イノシシについては、農作物被害が発生している近隣市町の隣接区域を</p>

中心に目撃、捕獲されているほか、ほ場の踏み荒らしや畦畔等の掘り返しなどの被害が発生している。

- ・カラス、カルガモ、キジバト、スズメについては、市内の広い範囲において、水稻や野菜等の食害が発生している。
- ・鳥獣による農作物被害は、未報告の被害も多くあり、被害状況の把握が難しく、潜在的な被害はさらに多いものと推測される。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
ニホンジカ	被害面積 2,141a 被害額 13,844 千円	被害面積 1,743a 被害額 11,274 千円
カラス	被害面積 19a 被害額 183 千円	被害面積 15a 被害額 147 千円
カルガモ	被害面積 15a 被害額 157 千円	被害面積 11a 被害額 126 千円
合計	被害面積 2,175a 被害額 14,184 千円	被害面積 1,769a 被害額 11,547 千円

※目標値は現状値を基準とし、毎年度とも前年度比5%減とする。

（目標値は現状値の約80%となる。）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県猟友会石巻支部及び河北支部による銃猟及びわな猟での捕獲を実施している。 また、狩猟免許を有しない地域の農業者等がわなの見回り等に従事し、「地域ぐるみの捕獲対策」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲実施者の減少を見据えた新たな担い手の確保と育成 ・捕獲数の増加に伴う捕獲個体の適正な処理 ・捕獲数の増加に伴う自治体及び捕獲実施者の経費等の負担増加 ・里山の荒廃、耕作放棄地の増加による鳥獣の生息域拡大 ・広域連携を図った捕獲活動の実施
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・対策協議会による交付金等を活用した地域ぐるみの防護柵設置に支援を行っている。 また、農地等の所有者が、漁網等を利用した防護柵を個別 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防護柵設置後の補修や維持管理に係る負担の増加

	に設置している。	
生息環境管理その他の取組	・地域住民が雑草の刈払や不要木の伐採を行うなど緩衝帯整備を実施している。	・高齢化による担い手減少等に伴う緩衝帯整備や放任果樹（果実）の除去

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・被害の軽減目標達成には捕獲圧の強化が必要であり、今後も銃猟及びわな猟による有害捕獲を柱とした被害防止対策を実施する。 ・捕獲圧強化を継続させるためにICT機器を活用し、捕獲実施者の負担軽減と効率化による捕獲数の増加を図る。 ・「宮城県第二種特定鳥獣管理計画」との整合性を図り、猟友会やJA等の関係機関と連携し、ニホンジカの生息数や動態等を含めた被害防止に関する情報収集に努める。 ・地域ぐるみの侵入防止柵の設置を推進し、鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うとともに、地域住民に被害防止策や支援策を周知することで自己防衛意識の向上を図る。 ・被害防止には、県及び市町村を越えた広域連携が必要となることから、対象鳥獣の捕獲や情報共有等の連携について、国及び県に働きかけを行っていく。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県猟友会石巻支部及び河北支部 銃猟及びわな猟による捕獲を実施している。 また、農林業被害等の増加や生息域の拡大に対応するため、遠距離からも狙撃可能なライフル銃によるニホンジカの捕獲を実施している。 ・地域住民 狩猟免許を有しない農業者等が安全研修を受講した上で、わなの見回り等に従事するなど地域での捕獲サポート体制を構築している。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンジカ イノシシ カラス カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得費用等助成による狩猟免許取得の推進 ・捕獲技術の向上を目的とした研修等の実施 ・被害情報等の収集による生息域を把握した

	キジバト スズメ	効果的な捕獲活動の実施 ・被害状況と周辺の住環境を考慮した地域一体となった捕獲活動の実施
--	-------------	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカについては、生息域が牡鹿半島内だけでなく石巻市内全域に拡大しており、多くの被害情報が寄せられていることから、継続的な捕獲圧強化が必要である。 ・イノシシやカラス、カルガモ、キジバト、スズメについても、水稻や野菜などの被害情報が寄せられており、同様に捕獲圧強化が必要である。 ・対象鳥獣の捕獲計画数については、宮城県や隣接市町でも同様の捕獲活動を実施していることから、宮城県が作成する年度ごとの捕獲計画や「宮城県鳥獣保護管理事業計画」、「宮城県第二種特定鳥獣管理計画」等との整合性を図り捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	1, 500頭以上（銃猟・わな猟）		
イノシシ	・市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第四期宮城県イノシシ管理計画（計画が次期計画となった場合は次期同計画）」に基づき適正な捕獲を実施する。		
カラス カルガモ キジバト スズメ	・市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画（計画が次期計画となった場合は次期同計画）」に基づき適正な捕獲を実施する。		

捕獲等の取組内容
<p>【ニホンジカ】</p> <p>(1) 銃猟による捕獲 実施団体：宮城県猟友会石巻支部及び河北支部 実施時期：4月～10月 実施区域：石巻市内全域</p> <p>(2) わな猟による捕獲 実施団体：宮城県猟友会石巻支部及び河北支部</p>

<p>実施時期：4月～翌年2月 実施区域：石巻市内全域 【その他の対象鳥獣】 被害発生地域を中心に銃猟及びわな猟による捕獲</p>

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>石巻市内全域で侵入防止柵の設置による被害防止対策やわな及び散弾銃（スラッグ弾）によるニホンジカの捕獲を実施しているが、それだけでは農林業被害等の増加や生息域の拡大に対応することが難しいことから、捕獲数増加のため、散弾銃と比較し射程距離が長く、弾速も速いライフル銃での捕獲を捕獲隊の隊員が市内全域を対象に実施している。</p>
--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
石巻市	ニホンジカ ※権限移譲済み （平成20年11月20日付石巻市公告第212号）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	ステンレス線入り ネット柵等 12,000m	ステンレス線入り ネット柵等 12,000m	ステンレス線入り ネット柵等 12,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	・地域住民による 柵の見回りの実施	・地域住民による 柵の見回りの実施	・地域住民による 柵の見回りの実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

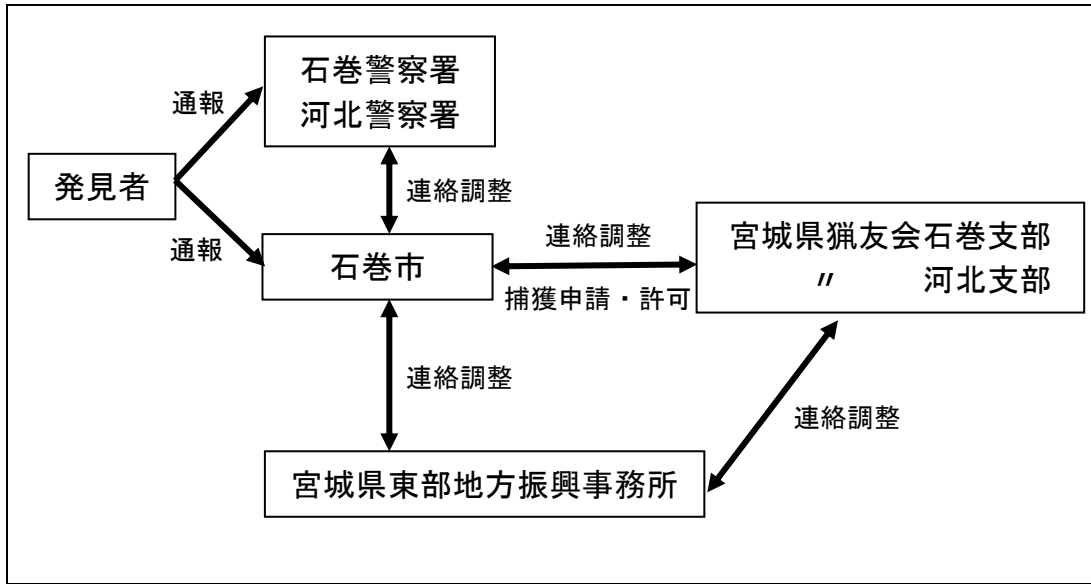
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンジカ イノシシ カラス カルガモ キジバト スズメ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の基礎となる被害状況の把握について、地域住民への聞き取りも併せて実施するなど、より詳細な被害が把握できるよう、関係機関との連携した取組を強化する。 ・交付金事業の活用による広域的な侵入防止柵の設置推進等、地域ぐるみの農作物被害対策を推進する。 ・緩衝帯整備や放任果樹の除去を積極的に行い鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うとともに、地域住民に被害防止策や支援策を周知することで自己防衛意識の向上を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石巻市	被害状況の確認、地域住民・関係機関への周知・連絡、捕獲許可
宮城県東部地方振興事務所	鳥獣捕獲に係る指導・助言、地域住民・関係機関への周知・連絡
宮城県警察石巻警察署 " 河北警察署	被害状況の確認、地域住民への注意喚起、住民の生命、身体の安全確保、警察官職務執行法に基づく措置
宮城県猟友会石巻支部 " 河北支部	対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣は、指定した場所での埋設又は焼却処理、処理加工施設への搬入を行う。
- ・今後、捕獲した個体をそのまま処理することが可能な減容化処理施設を整備し捕獲従事者の負担軽減を図っていく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<ul style="list-style-type: none"> ・処理加工施設で適正に処理し、各処理加工施設運営者が食肉や加工品として販売する。 ・ジビエ料理の試食会や講習会、ジビエに関する意識調査等を実施し、ジビエ利用拡大を推進する。 ・処理加工施設において、新商品の開発や小売店等への営業、イベントの開催・参加等により販路の開拓や拡大を図り、ジビエ利用拡大につなげる。
ペットフード	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、他市町村の事例等について、研究する。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

石巻市内においては、民間事業者の処理加工施設で食肉利用等を行っている。また、新たに処理加工施設を整備することにより捕獲個体の更なる有効活用を図り、被害軽減と地域資源としての利用につなげる。

(1) 施設運営者：(株)FERMENTO（令和7年度施設整備）

- ・年間処理計画頭数：250頭
※主に石巻警察署管内での捕獲個体を搬入
- ・運営体制：民設民営（コンソーシアム設立による整備）
- ・衛生管理体制：HACCPの考え方を取り入れつつ、5S活動、6S活動を徹底するなど、適切な衛生管理を行う。

(2) 施設運営者：丸信ワイルドミート（既設）

- ・年間処理計画頭数：100頭
※主に河北警察署管内での捕獲個体を搬入
- ・運営体制：民設民営

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設において、それぞれ人材育成等の取組を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牡鹿半島ニホンジカ対策協議会
構成機関の名称	役割
石巻市	事務局として会議等の開催、被害防止計画の作成
女川町	被害防止計画の作成、事業協力
宮城県東部地方振興事務所	指導・助言、事業協力
東北森林管理局 宮城北部森林管理署	国有林に関する情報提供、被害防止対策の情報交換、事業協力
宮城県猟友会石巻支部	対象鳥獣捕獲の実施
宮城県猟友会河北支部	対象鳥獣捕獲の実施
いしのまき農業協同組合	農業被害に関する情報提供・被害対策
宮城県農業共済組合県北支所	農業被害に関する情報収集・被害対策
石巻地区森林組合	林業被害に関する情報収集・被害対策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県農山漁村なりわい課	鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画策定等に係る指導・助言 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金等に係る手続 県内における対策等に係る情報提供 等
宮城県自然保護課	鳥獣保護管理事業計画及びイノシシ、ニホンジカ管理計画等の策定

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の状況等に応じて適宜検討を行うとともに、他市町村の設置事例等について研究する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 狩猟免許取得に係る費用等を助成し、将来的な捕獲実施の担い手確保を行う。
- ・ 関係機関と連携し、捕獲実施者の技術向上に向けた研修等を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 効率的な捕獲方法等の情報交換など他の被害地域との連携を促進する。
- ・ 広域的な被害防止対策及び捕獲の実施について、国及び県に対して働きかけを行っていく。